

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

第14号

2015年1月5日

文責 馬場 隆

14確定交渉第5回（継続第1回）

県教委 来年度賃金の引き下げ・55歳昇給停止等の実施の姿勢を崩さず 夏季休暇の1日拡大、教育職1級の無資格者の昇任試験の改善等は回答

高教組は、12月25日、継続協議となっていた今年度の確定交渉の第5回（継続第1回）交渉を行いました。交渉には、高教組から本部執行部5人と佐藤佐世保支部長、牟田諫早支部長、大野大村支部書記長が参加し、県教委は松尾教職員課長他4人が対応しました。

新しい全教職員署名1751人分を提出

交渉の冒頭で、高教組は、この継続交渉に向けて県下の各職場から集約した新しい全教職員署名（「教職員の賃金改善等を求める署名」）1751人分を松尾教職員課長に手渡し、現場教職員の思いをしっかりと受け止めるよう求めました。

その後、県教委から、11月に実施した第1回から第4回までの交渉を踏まえての回答と新たな提案が行われました。その内容は次のとおりです。

1. 夏季休暇を3日から4日に拡大し、取得期間を6月から9月までとする方向で人事委員会と協議する。
2. 病気休暇の特定疾患の対象を、国が定める特定疾患の見直しに伴って、56疾患から110疾患に拡大する方向で人事委員会と協議する。
※特定疾患の場合は、病休の取得上限が、通常の倍の180日になります。

3. 介護休暇の取得要件について、祖父母・孫・兄弟姉妹等の場合の「同居」の要件を撤廃する方向で人事委員会と協議する。
4. 特別支援学校の教育職の給与の調整額の削減と部活動指導手当等の教員特殊業務手当の増額については、実施時期を4月1日としたい。
※確定交渉の第2回では1月1日と提案していました。
5. 55歳昇給停止実施に向けて条件整備として、教員免許のない「実習助手」・寄宿舎指導員の昇任試験（2級格付けのための試験）の対象年齢を現行の54歳以上から52歳以上に改善したい。
6. 「給与制度の総合的見直し（来年度以降の賃金水準の平均2%引き下げ）」の影響を踏まえて、国家公務員の退職手当制度の見直しと同様の退職手当の見直しを行う。

※1～3で「人事委員会と協議する」と回答しているのは、これらの事項が人事委員会規則によって定められているので、人事委員会の決定がなければ実施できないことによります。しかし、労使が合意した内容について県教委が「人事委員会と協議したい」と言った事項が実現しなかった例はありません。

県教委の回答の中で、夏季休暇の拡大や、教員免許のない実教や寄宿舎指導員の2級格付け試験の対象年齢引き下げ等は、高教組の要求に沿ったものではありませんが、夏季休暇の拡大は最小限の1日にとどまっております。2級格付けの改善は55歳昇給停止実施に向けての条件整備として位置づけられていますので、手放して評価できるものではありません。

現場からのアンケートの声に「状況としてはよくわかる」と言いつつ…

これらのいくつかの「改善」の一方で、給与制度の総合的見直し（来年度以降の賃金水準の平均2%引き下げ）、55歳昇給停止、特別支援学校の教育職の給与の調整額の削減等については、あくまでも実施する姿勢を示しています。

収支改善策での「人件費の見直し」による給与削減は管理職のみ

現業賃金交渉

今年度は他職同様の改定、 来年度以降は10%以上の削減を提案

今回の交渉の中で県教委は、11月の第1回交渉で言及した、県財政の収支改善策の一環としての「人件費の見直し」について、対象は管理職手当受給者のみとすることを明らかにしました。内容は来年度からの3年間、給料月額を2.5%～3.0%減額するというものです。高教組は「県財政悪化のツケを職員に回すな!」と「人件費の見直し」に反対し、職場からのアンケートにも多くの怒りの声が寄せられていました。対象が管理職のみとなったため、高教組としての交渉の課題とはなりません。「無駄な支出を削減して、痛みを強いられる職員がないようにしてほしい」と意見を述べました。

確定交渉の継続協議に引き続いて、現業

交渉の中で高教組は、「55歳昇給停止は勤労意欲の喪失につながる」「55歳以降も子どもの学費などの負担は大きい」「民間賃金と比較することなく、一方的に早くから賃下げというのはおかしい」等、学校現場からのアンケートの声を示して、県教委の姿勢を批判しました。これに対して県教委は、「言われていることは状況としてよくわかるところはある」と答えながら「（55歳昇給停止は）九州各県も長崎以外はすでに導入になっている。その中で長崎だけ違うやり方であるというのは議会などにも説明がつかない」「来年度民間賃金調査をやって格差が出れば、それに応じて人事委員会が適切に対応するはず」などとして、実施の姿勢を崩しませんでした。これまで以上に、「賃金制度改悪反対!」の教職員の声を集めなければなりません。

職員の賃金交渉も継続協議を開始しました。25日の交渉で県教委は、今年度賃金については、他職と同様に月例給も一時金も引き上げると、「改定しない」としていた11月の提案を修正しましたが、来年度以降については、国の行二との差を強調し、10%以上の引き下げとなる新給料表（4年間の経過措置を含む）を提案しました。高教組は、「今年度賃金の改定は当然のこと」と答えましたが、来年度以降の賃下げについては、前回の大幅賃下げから間もない現時点で、他職の「給与制度の総合的見直し」と比べてもはるかに大幅な10%以上という賃下げをまた提案するということは、到底受け入れられないと県教委の提案自体を強く批判しました。